公布した規則一覧

令和6年

公布 番号	規則名
117	杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
118	杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
119	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規 則の一部を改正する規則
120	杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関す る規則の一部を改正する規則
121	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 施行規則の一部を改正する規則
122	杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行 規則の一部を改正する規則
123	杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する 規則
124	杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規 則
125	杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第117号

杉並区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年杉並区規則第22号)の一部を 次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同項第2号中「100分の55」を「100分の60」に、「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

第3条の2第5項中「介護時間」という。)」の次に「、勤務時間条例第16条の2の2第1項に規定する子育で部分休暇(以下「子育で部分休暇」という。)」を加え、同条第7項中「介護時間又は」を「介護時間、子育で部分休暇又は」に改める。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2第5項及び第7項の 改正規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の杉並区職員の勤勉手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和 6年12月1日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の杉並 区職員の勤勉手当に関する規則の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後 の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第118号

杉並区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区職員の期末手当に関する規則(昭和50年杉並区規則第29号)の一部を 次のように改正する。

第4条第5項中「時間又は」を「時間、」に、「(以下」を「又は勤務時間条例 第16条の2の2第1項に規定する子育で部分休暇により勤務しない時間(以下」 に改める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規 則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第119号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年杉並区規則第30号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第3項中「による部分休業の承認」の次に「又は条例第16条の2 の2第1項の規定による子育で部分休暇の承認」を、「当該部分休業」の次に「又 は当該子育で部分休暇」を加える。

第25条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

- 第25条の2の2 条例第16条の2の2第1項の規則で定める場合は、次のとおりとする。
 - (1) 当該職員の子が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定 により身体障害者手帳の交付を受けている場合
 - (2) 当該職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
 - (3) 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年 法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
 - (4) 当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。
- 2 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2

時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

- 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認、 条例第15条第1項の規定による育児時間の承認又は条例第16条の2第1項の 規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する子育て部 分休暇の承認については、1日につき2時間から当該部分休業、当該育児時間又 は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で 行うものとする。
- 4 任命権者は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 子育て部分休暇の申請は、これを利用する日の前日までに庶務事務システムに 所要事項を入力することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、 子育て部分休暇承認申請書(第5号の3様式)により行うものとする。
- 6 任命権者は、子育て部分休暇の申請について、条例第16条の2の2第1項に 規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただ し、当該申請に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、 この限りでない。
- 7 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇をしている職員が産前の休業を 始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合 又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった 場合には、その効力を失う。
- 8 任命権者は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
 - (1) 子育て部分休暇をしている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなったとき。
 - (2) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外 の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (3) 子育て部分休暇をしている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。
 - (4) 子育て部分休暇(条例第16条の2の2第1項の規則で定める場合に該当

するものに限る。)に係る子が第1項各号に掲げる場合に該当しなくなったとき(当該子が満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にあるときに限る。)。

9 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育状況に変更が生じた場合には、庶務事務システムに所要事項を入力することにより任命権者に届け出なければならない。 ただし、これにより難い場合は、養育状況変更届(第5号の4号様式)により任命権者に届け出なければならない。

第5号の2様式の次に次の2様式を加える。

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出

									1 /-	, p.k.
(1	壬命権者)				申	所 属				
						職務名				
			歹	豆	者	氏 名				
				- > 1 - 1 - 1						
ļ	欠のとおり子育	て部分休暇	関の承認	8を申請し	ます	0				
			П.							
			氏	名						
1	申請に係る子		続杯	等						
			生年	月日		年	月	日		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	期				<u> </u>		間
				力		[F]			H4.	[F]
		年	月	目から		□毎日		午前	時	分から
		7	Л	1 N-19					時	分まで
		年	月	日まで		□その他		午後	時	分から
2	申請期間		, ,	,		()		時	分まで
	及び時間									
		年	月	目から		□毎日		午前	時	分から
			,,	1					時	分まで
		年	月	日まで		□その他		午後	時	分から
						()		時	分まで
3	備考									
	viii 3									

養 育 状 況 変 更 届

	午	月	口	挺田
(任命権者)				
宛				
所 属				
職務名				
氏 名				
次のとおり 子育て部分休暇に係る子の養育の状況について変更が生じた	ので、	届け出	ます。	
1 届 出 の 事 由				
□ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。				
□ 同居しなくなった。 □ 負傷・疾病 □ その他()	
□ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。				
□ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。				
□ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。				
□ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了し	た。			
□ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規 事審判事件が終了した。	定によ	こる請求	に係る	る家
□ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法の規定による措置が解除された。	第27	7条第1	項第	3号
□ その他()			
2 届出事由が発生した日				
年 月 日				

______ (注)該当する□にレ印を記入すること。

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第25条の2の2の規定の例により行うことができる。

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第120号

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則

杉並区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年杉並区規則第35号)の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「次項」の次に「並びに第33条の2第2項及び第3項」を加え、同条第3項中「による部分休業の承認」の次に「又は第33条の2の規定による子育て部分休暇の承認」を、「当該部分休業」の次に「又は当該子育て部分休暇」を加える。

第33条の次に次の2条を加える。

(子育て部分休暇)

- 第33条の2 任命権者は、会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員の子であって、満3歳に達した日から満12歳(次に掲げる場合にあっては、満18歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。
 - (1) 当該会計年度任用職員の子が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第28 3号)の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
 - (2) 当該会計年度任用職員の子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
 - (3) 当該会計年度任用職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を 受けている場合
 - (4) 当該会計年度任用職員の子が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であって、 その疾病の状態が同条第3項の規定により当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労 働大臣が定める程度であるとき。

- 2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用職員について定められた勤務 時間の始め又は終わりにおいて、1日につき基準時間を超えない範囲内で、30 分を単位として行うものとする。
- 3 杉並区職員の育児休業等に関する条例第15条の規定による部分休業の承認又は第22条の規定による育児時間の承認若しくは第32条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 任命権者は、子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書等の提出を求めることができる。
- 5 職員勤務時間規則第25条の2の2第5項から第9項までの規定は、会計年度 任用職員の子育て部分休暇の申請及び承認等について準用する。

(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員)

- 第33条の3 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。
 - (1) 当該会計年度任用職員について定められた1週間の勤務日数が3日以上、 1月の勤務日数が12日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であること。
 - (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があること。

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の 日から施行する。
- 2 子育て部分休暇の承認の申請その他のこの規則の施行の日以後の子育て部分休暇に関し必要な行為は、同日前においても改正後の第33条の2の規定の例により行うことができる。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正 する規則を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第121号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を 改正する規則

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和元年杉並区規則第36号)の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「時間又は」を「時間、」に、「(第25条」を「又は会計年度任用職員勤務時間規則第33条の2第1項に規定する子育で部分休暇(以下「子育で部分休暇」という。)により勤務しない時間(第25条」に改める。

第24条の2第3項中「若しくは」を「、子育て部分休暇若しくは」に改め、同 条第5項中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正する 規則を公布する。

令和6年12月26日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第122号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正 する規則

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則(昭和58年杉並 区規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により利用証の交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、区長に申請しなければならない。

第2条に次の1項を加える。

6 利用証の交付を受けた者は、杉並区内に住所を有しなくなつたときは、区長に 利用証を返還しなければならない。

第2条の次に次の2条を加える。

(利用証の有効期限)

第2条の2 利用証の有効期限は、利用証の交付を受けた日から3年を超えない範囲内で区長が定める日までとする。

(利用証の更新)

- 第2条の3 利用証の交付を受けた者は、利用証を更新しようとするときは、区長 に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による利用証の更新は、利用証の有効期限の2月前の日の翌日から 行うことができる。
- 3 更新後の利用証の有効期限は、前条の規定にかかわらず、更新の日から3年を

経過する日の属する年度の末日までとする。

第7条中「第2条第2項、第3条第2項及び第4条第7号」を「第2条第2項、 第3項及び第6項、第2条の3第1項、第3条第2項並びに第4条第7号」に、 「第2条第2項中」を「第2条第2項、第3項及び第6項並びに第2条の3第1項 中」に改める。

第1号様式を次のように改める。

(表)

杉並区立				高齢者活動支援センター							利用証		
				ゆ う ゆ う 館									
Š	り	が	な										
氏			名										
住			所	杉並区			1	. 目		番	月		
生	年	月	日						年	月	日		
電	話	番	号										

(裏)

交付日	年	月	日	有効期限	年	月	日
発行施設名	電話番号						
取 為 油 级 先	氏名電話番号						
緊急連絡先	氏 名 電話番号						
	1						

- 1 この規則は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第1号様式による利用証は、 令和7年3月31日までの間は、なお使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の第1号様式による利用証の交付を受けている者に対するこの規則の施行の日から令和7年3月31日までの間における改正後の第2条の3の規定の適用については、同条第1項中「利用証の」とあるのは「杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年杉並区規則第122号)による改正前の第1号様式による利用証の」と、同条第2項中「利用証の有効期限の2月前の日の翌日から」とあるのは「令和7年2月1日から同年3月31日までの間に」とする。

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年12月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第123号

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和47年杉並区規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条の3を次のように改める。

(所得の額)

- 第1条の3 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲 ばる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 加算対象扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族(同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族(同法に規定する扶養親族をいう。)以外のものをいう。以下同じ。)がない場合 360万4,000円
 - (2) 加算対象扶養親族等がある場合 360万4,000円に次に掲げる額を 加算した額
 - ア 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者(70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)、老人扶養親族(同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。)又は特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)の数に38万円を乗じて得た額
 - イ 当該加算対象扶養親族等 (70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に 該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額
 - ウ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数 に63万円を乗じて得た額

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第1条の3の規定は、令和7年1月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、令和6年12月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年12月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第124号

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則(昭和52年杉並区規則第11号)の一部 を次のように改正する。

第2条の3を次のように改める。

(所得の額)

- 第2条の3 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲 ばる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 加算対象扶養親族等(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族(同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族(同法に規定する扶養親族をいう。)以外のものをいう。以下同じ。)がない場合 360万4,000円
 - (2) 加算対象扶養親族等がある場合 360万4,000円に次に掲げる額を 加算した額
 - ア 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者(70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)、老人扶養親族(同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。)又は特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)の数に38万円を乗じて得た額
 - イ 当該加算対象扶養親族等 (70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に 該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額
 - ウ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数 に63万円を乗じて得た額

附則

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

2 改正後の第2条の3の規定は、令和7年1月以後の月分の難病患者福祉手当の 支給について適用し、令和6年12月以前の月分の難病患者福祉手当の支給につ いては、なお従前の例による。 杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 令和6年12月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第125号

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区児童育成手当条例施行規則(昭和46年杉並区規則第23号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(所得の額)

- 第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 加算対象扶養親族等(条例第4条第2項第1号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族(同法に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)以外のものをいう。以下同じ。)及び生計維持児童(同号に規定する保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものをいう。以下同じ。)がない場合 360万4,000円
 - (2) 加算対象扶養親族等又は生計維持児童がある場合 360万4,000円 に次に掲げる額を加算した額
 - ア 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者(70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。)、老人扶養親族(同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。)又は特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。)に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額
 - イ 当該加算対象扶養親族等(70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に

該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数 に63万円を乗じて得た額

第7条第8号中「条例第4条第2項第1号に規定する扶養親族等並びに第3条に 規定する老人扶養親族等、特定扶養親族及び控除対象扶養親族」を「加算対象扶養 親族等及び生計維持児童並びに70歳以上同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定 扶養親族等」に改める。

第1号様式中「の合計数(うち老人扶養親族の数(申請者については、」を「(控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族を除く。)の合計数(うち」に、「数))」を「数)」に改める。

第8号様式中「及び扶養親族の数」を「及び加算対象扶養親族等の数」に改める。 附 則

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第7条の規定は、令和7年1月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、令和6年12月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に 残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。